

大阪・関西万博九州7県合同催事における熊本県ブース出展業務委託仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博九州7県合同催事における熊本県ブース出展業務委託

2 業務の目的

令和7年(2025年)に大阪府で開催される「大阪・関西万博」(以下「万博」という。)において、熊本県ブースを出展し、「阿蘇草原の維持・再生」、「阿蘇地域の世界文化遺産登録推進」及び「阿蘇地域世界農業遺産」に関する熊本県の取組や阿蘇の魅力を国内外に発信することで、阿蘇地域の交流人口の増加及び阿蘇の草原の重要性の認知度向上を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)10月31日(金)まで

4 出展概要

万博では、九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県をいう。以下同じ。)で構成する大阪・関西万博九州7県合同催事実行委員会(以下「実行委員会」という。)による合同出展を行うこととしており、合同出展の会場内に熊本県ブースを出展する。

(1) 出展期間

令和7年(2025年)9月2日(火)から同月6日(土)の5日間

※施工・準備日 9月2日(火)

撤去日 9月6日(土)(九州7県での協議によって数時間は出展時間に充てる可能性がある。)

(2) 出展時間

会場使用可能時間は9時から21時まで、出展時間は10時から20時まで

※施工・準備、撤去は、実行委員会の協議の結果に応じて、夜間・早朝の対応が必要となる場合がある。

(3) 出展会場

EXPOメッセ「WASSE」North 半面2, 000㎡内(屋内展示場)

・九州7県で2,000㎡を使用し、九州7県の各県ブース及び合同ブースを設営する。

・熊本県ブースは約90㎡を想定している。

・九州7県出展の全体平面図(案)は別添1大阪・関西万博九州7県合同催事出展計画 基本計画書(以下「基本計画書」という。)P9のとおり。(熊本県ブースの縦横の長さ以外は、変更の可能性がある。)

(4) 熊本県ブースの出展内容

①阿蘇草原の維持・再生

野焼きを体感できるVRや茅を使ったオブジェ等を展示する。

②阿蘇地域の世界文化遺産登録推進

「阿蘇」の世界文化遺産としての価値を体感できるVRやプロジェクションマッピング動画等

を展示する。

③阿蘇地域世界農業遺産

パネル等を設置し、PRを行う。

④観光PR

阿蘇地域の観光資源のPRを行う。

⑤その他、熊本県ブースへの誘客を図るための出展や取組み

国内外から多数の来場者が見込まれる本出展に際し、上記①～④を効果的に発信し、熊本県ブースへの来場人数を増やすための工夫や出展内容の追加等、出展効果を最大化するための提案を積極的に行うこと。(内容は熊本県との協議の上、決定する。)

(5)九州7県合同の出展概要

別添1の基本計画書を参照。(基本計画であり、内容は、今後の実行委員会の協議により変更となり得ることに留意)

5 委託料上限額

17,179,000円

上記金額には、委託業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案に当たっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。

6 業務内容

(1)会場内装飾及び展示物等設営業務

「熊本の宝である『阿蘇地域』PR」をテーマとして、熊本県ブース内のレイアウト、デザイン等を行い、会場内装飾(床装飾を含む。)を施すとともに、各種サイン等の製作、音響・映像設備等の必要物品の調達、設営及び撤去を行う。

なお、レイアウト、デザイン等については、実行委員会による合同出展のレイアウト、デザイン等と調和のとれたものとする。 (実行委員会による合同出展のレイアウト、デザイン等については、実行委員会により別途業務委託が行われる。)

また、展示内容について、熊本県が提供するものと、委託事業者において製作・調達するものは、次のとおりである。ただし、熊本県が提供するものについても会場への輸送、搬入、設営、撤去等は委託事業者が行うものとする。

① 熊本県が提供するもの

ア 映像コンテンツ(VR映像及び2D映像)(別表1参照)

・映像コンテンツについては、VRや2Dで放映できるデータを熊本県で準備する。

イ 阿蘇の茅を使ったオブジェ(別表2参照)

・展示イメージ図・熊本県が提供できるオブジェについては、別表2を参照することとし、効果的な展示となるように提案すること。なお、そのための人件費、運搬費等の必要経費は全て本件委託料に含まれる。

・別表2記載のオブジェについて、全種類設置する必要はないが、設置するものや設置レイア

ウトについては熊本県と協議すること。なお、別表2の記載に応じて、来訪者が自由に触れたり、座ったりすることができるように設置すること。

- ・会場にオブジェを設置する際、茅葺きの技術を有する者2名に、運搬後のオブジェの調整作業をさせること。なお、そのための人件費、旅費等の必要経費は全て本件委託料に含まれる。

ウ 阿蘇の魅力を発信するためのパネル（別表3参照）

- ・別表3記載のパネル及び電子データを提供可能である。

エ 阿蘇を中心とした熊本の魅力を発信するためのパンフレット（別表4参照）

- ・別表4記載のパンフレット及び電子データを提供可能である。

オ プロジェクションマッピング動画

- ・「阿蘇」の世界文化遺産としての価値を体感できる3分間程度の映像。

なお、動画には音楽を含むが、ナレーションは含まない。

カ VR用ゴーグル

VR用ゴーグル

- ・台数：ヘッドバンド型 草原関係別表1（No.1）3台

世界遺産関係別表2（No.2）4台

※VR用ゴーグルの会場までの運搬するための必要経費は全て本件委託料に含まれる。

キ その他、ブース内の装飾等に必要な画像データ等があれば、委託事業者からの相談に応じて可能な範囲で提供する。

② 委託事業者において製作・調達するもの

ア プロジェクションマッピング動画の投影に必要な設備等一式

- ・壁（平面）を正面に1面設置し、縦5m×横6m＝30m²のスペースを使用すること。
- ・壁1面にプロジェクションマッピング動画を投影する。照射面は縦3m×横6mと想定。
- ・投影の際は、4Kプロジェクター、530lux相当以上の明るさのプロジェクターを使用すること。
- ・投影に必要な機材（プロジェクター、それに付随するレンズ、メディアサーバー、ネットワーク機器、スピーカー、送出力及び管理PCなど）一式を含む物も併せて調達すること。
- ・投影の際は、トラス組を設置して、そのトラス組にプロジェクターを吊るして投影すること。トラス組の機材に発生する費用は本件委託料に含まれる。
- ・機材の規格、照射距離等、投影に関して疑義点が生じる場合は、熊本県と協議の上、実施すること。
- ・必要に応じて、投影のリハーサルを、熊本県と協議の上、出展期間より前に実施すること。

イ 2D映像の視聴に必要な音響・映像設備（モニター等）

モニター等

- ・数量：任意
- ・熊本県が提供する映像コンテンツ（別表1参照）を来訪者に効果的に視聴いただくために必要な台数及び設置場所を熊本県ブース内レイアウトと併せて提案すること。

- ・モニターに映像を表示させるために必要な機材も併せて調達すること。
- ウ 熊本県ブースの誘導・案内に必要な各種サイン等（日本語・英語は必須）
- エ 熊本県展示内容の説明コンテンツ（日本語・英語は必須）
 - ・別表3，4等の内容を踏まえ、本出展の目的・出展内容に沿った説明コンテンツを用意すること（パネル設置や壁面印刷等）。別表3，4以外の内容を含める提案も可能であり、内容は熊本県と協議の上、決定する。
 - ・別表3（No.1）及び別表4（No.1～2）の内容は、必ず説明に含めること。
 - ・英語版がない項目は、原則、英語版を用意すること。
 - ・紙媒体でのパンフレット配布がSDGsの観点で認められていないため、別表4記載のパンフレットはQRコード等で電子化し、併せて設置すること。
- オ 熊本県ブースの装飾（床装飾を含む）に必要な物品
- カ 「4（4）⑤」に記載の提案に必要な物品、設備等

（2）運営業務

① 熊本県ブースの展示・運営等

熊本県ブースにおける誘客、映像上映、VR体験等の企画を円滑に運営できるよう、契約期間中は総括責任者を1名置いて全体進行管理を行うとともに、出展期間中は会場に必要な人員を総括責任者とは別に配置（外国語対応が可能なスタッフ3名以上含む。）し、現場の状況に応じて臨機応変に対応すること。

なお、出展期間中、本県職員が5～6名程度ブースに常駐し、来場者への対応を行う予定。

② 7県合同催事開催までの事前準備等

ア 実行委員会が求める項目の整理及び各種書類の作成

実行委員会は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）、EXPOメッセ「WASSE」管理者をはじめ関係機関、関係者との協議、調整、必要書類の提出を、九州7県の合同ブースだけでなく、個別ブースに関してもまとめて行うこととしている。そのため、実行委員会が定める締切までに、以下の項目について整理し、必要な書類を作成すること。

- i 必要な人員、資材、設備、物品等のリスト
- ii 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画
- iii 設営及び撤去に係るスケジュール
- iv 給排水、給電に関すること
- v 消防署、保健所、税務署への許可申請等に必要な事項
- vi その他設営、運営及び撤去に関すること
- vii 関係者名簿（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）
- viii 熊本県ブース運営計画（タイムスケジュール、運営体制、清掃計画、動線等）
- ix 熊本県ブース内レイアウト
- X その他、博覧会協会等の求めに応じて必要な事項

③ 展示・運営に必要な業務の実施

消防署・保健所・税務署等への許可等の申請手続き、必要な保険への加入・支払い等展示・運営に必要な業務を行うこと。なお、保険への加入にあたり、補償額や補償内容は熊本県と協議の上、決定すること。

④ 会場設営・撤去業務

会場の設営・撤去、リストや配置計画に基づく人員の確保、必要な資材・設備・物品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じた修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。また、同会場内の合同ブースで本県の食関連の出展を予定しており、本業務とは別に委託業者を選定することとしている。その出展に必要な資材・物品の会場までの運搬については、必要に応じて熊本県及び食関連委託業者と連携・協議の上、本委託業務の資材・物品の運搬・搬入出に併せて行うこと。

⑤ 管理運営・警備・救護業務

来場者及び関係者（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）の安全確保を図るとともに、7県合同催事業務受託事業者と連携し、来場者の動線の確保、待機列の整理、各種トラブル対応、多言語対応やユニバーサル対応を行うなど、円滑な展示・運営を実現すること。

(3) 熊本県ブースイメージバースの作成

各種媒体で幅広く周知できるよう、熊本県と協議の上、熊本県ブースのイメージバースを作成し、別途、熊本県が指定する期日までにデータ（ファイル形式は熊本県と協議すること。）を提出すること。

(4) 会議開催

次のとおり、会議を開催すること。

- ・ 頻度：原則、月2回以上（状況に応じて柔軟に対応）
- ・ 出席者：委託事業者、熊本県
- ・ 内容：熊本県ブースの準備状況の確認、協議等
- ・ 開催方法：オンライン可

7 成果物の提出等

(1) 成果物

委託業務に係る実施報告書をデータ及び書面（1部）にて提出すること。また、出展内容の記録（来場者数を含む）をデータ（ファイル形式は熊本県と協議すること。）で提出すること。

(2) 納入先

熊本県企画振興部企画課調整班

8 留意事項

- (1) 博覧会協会が示す各種ガイドライン等に沿って委託業務を実施すること。(提案にあたり「EXP Oメッセ「WASSE」利用ガイド」を必要とする場合は、県担当者にその旨申し出ること。)
- (2) 委託業務の実施に当たっては、博覧会協会が示す各種ガイドライン等を踏まえ、「持続可能性」に配慮すること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (5) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 委託業務の実施で得られた成果、情報(個人情報・企業情報を含む。)等については熊本県に帰属し、委託業務終了後においても熊本県が自由に無償で使用、加工等ができるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務実施に当たって使用する全てのものについて必ず著作権者等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、熊本県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等に積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (9) 委託業務の実施に当たっては、随時、熊本県への連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。
- (10) 委託業務の実施に当たっては、実行委員会における協議内容に応じて、別途実行委員会が展示・運営等業務を委託する業者との連携を図ること。

9 その他

- (1) 再委託について
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に熊本県の承諾を得ることとする。
- (2) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、熊本県との協議により決定するものとする。